



# U25夫婦支援事業

新規に婚姻した世帯を対象に、結婚生活のスタートアップのための支援金を給付します。

## 1 支給対象者

●以下の①～④の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻した夫婦
- ② ご夫婦の所得の合計が500万円未満  
(世帯収入約670万円未満に相当) ※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ両方またはいずれかの年齢が25歳以下の世帯
- ④ 市税に滞納がない世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

## 2 支給額



新婚夫婦 1組当たり **10万円**



## 3 申請方法

- 申請期間 : 令和6年3月末まで
- 申請書類 : 指定の様式に必要事項を記入し、こども支援課へ提出してください。

事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 大野市教育委員会 こども支援課  
0779-64-5140